

## 「ひこにゃん」の商標使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ひこにゃん」の商標使用に関する要綱(以下「要綱」という。)第13条の規定に基づき、本件商標(要綱第1条に規定する本件商標をいう。以下同じ。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許諾の申請)

第2条 使用申請者(要綱第2条に規定する使用申請者をいう。以下同じ。)は、要綱第2条第1項の規定により、「ひこにゃん」商標使用許諾申請書(有償用)(別記様式第1号の1。以下「有償用申請書」という。)または「ひこにゃん」商標使用許諾申請書(無償用)(別記様式第1号の2。以下「無償用申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、要綱第11条第1号ウに該当する場合は、この限りでない。

2 有償用申請書には商品(要綱第8条に規定する商品をいう。以下同じ。)の見本を、無償用申請書には本件商標を使用しようとする使用品(要綱第11条の規定により本件商標を無償で使用する対象とする物をいう。以下同じ。)の見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、商品または使用品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許諾契約の締結等)

第3条 市長は、有償用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、「ひこにゃん」商標の通常使用権設定契約書(有償用)(別記様式第2号の1。以下「有償用契約書」という。)により本件商標に係る使用許諾契約を締結するものとする。

2 市長は、無償用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、「ひこにゃん」商標無償使用許諾通知書(別記様式第2号の2。以下「無償許諾通知書」という。)により通知するものとする。

3 市長は、有償用申請書または無償用申請書の内容が要綱第4条の規定に該当すると認めるときは、「ひこにゃん」商標使用不許諾通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 使用者(要綱第3条第3項に規定する使用者をいう。以下同じ。)は、要綱およびこの要領に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 有償使用の場合は、商品に証紙を張り付けること。ただし、商品の性格上直接張り付けることが難しいものについては、市と協議の上、証紙の印影の直接印刷等の代替措置を執ること。

- (2) 証紙(直接印刷等をした場合を含む。)は、契約書に記載している枚数のみを適正に使用すること。万一、偽造などの不正使用が発覚した場合は、直ちに契約を解除するとともに、法的措置を執ることもあるので、十分留意すること。
- (3) 第1項および第2項の規定にかかわらず、有償使用の場合で、要綱第9条第2項の規定により、市が証紙を交付しないときは、商品に使用許諾番号を明示すること。ただし、商品の性格上明記することが難しいものについては、市と協議の上、当該商品の製造数量に限り代替措置を執ること。
- (4) 無償使用の場合は、「彦根市」または「彦根市キャラクター ひこにゃん」を、使用品に明示すること。ただし、使用品に明示することが困難なものについては、市と協議の上、代替措置を執ること。
- (5) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (6) 第三者が本件商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- (7) 第三者との係争、審判、訴訟等について、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (8) 使用者は、本件商標を付した商品または使用品の<sup>かじ</sup>瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (9) 市から要請があった場合は、本件商標の使用実態を報告し、または商品もしくは使用品を提出すること。
- (10) 使用者が、本件商標の使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。

(許諾事項の変更)

第5条 使用者は、使用許諾を受けた事項のうち、有償使用の場合は販売小売価格、生産予定数等に、無償使用の場合は製作予定数に変更が生じるときは、「ひこにゃん」商標使用許諾変更申請書(有償用)(別記様式第4号の1。以下「有償用変更申請書」という。)または「ひこにゃん」商標使用許諾変更申請書(無償用)(別記様式第4号の2。以下「無償用変更申請書」という。)に有償用契約書または無償許諾通知書を添えて市長に提出し、改めて変更後の使用許諾を受けなければならない。

2 使用者は、使用許諾を受けた事項のうち、前項に規定する事項以外の事項に変更が生じるときは、有償用申請書または無償用申請書により申請を行い、改めて使用許諾を受けなければならない。

(使用許諾変更契約の締結等)

第6条 市長は、有償用変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、「ひこにゃん」商標の通常使用権設定変更契約書(有償用)(別記様式第5号の1。以下「有償用変更契約書」という。)により本件商標に係る使用許諾変更契約を締結するものとする。

2 要綱第3条第3項の規定により、使用者が使用許諾期間満了後において在庫整理の期間として引き続き本件商標を使用するとき(有償使用の場合に限る。)は、市長は、当該使用者から市長が指定する時点の商品の在庫数を報告させた上で、「ひこにゃん」商標の使用に係る期間の延長契約書(別記様式第5号の2)による期間の延長契約を締結するものとする。

3 市長は、無償用変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、「ひこにゃん」商標無償使用許諾変更通知書(別記様式第5号の3。以下「無償変更許諾通知書」という。)により通知するものとする。

4 市長は、有償用変更申請書または無償用変更申請書の内容が要綱第4条の規定に該当すると認めるときは、「ひこにゃん」商標使用不許諾通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(使用許諾契約の解除)

第7条 使用者は、本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ひこにゃん」商標(使用許諾契約解除・使用中止)届(別記様式第6号)に有償用契約書または無償許諾通知書(変更があったときは有償用変更契約書または無償変更許諾通知書)を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成22年4月30日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年5月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年3月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年2月15日から施行する。

付 則

1 この要領は令和3年1月1日から施行する。

- 2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この要領の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

申請（有償用）

別 記

様式第 1 号の 1(第 2 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

「ひこにゃん」商標使用許諾申請書(有償用)

住所(〒        -        )		
企業、団体等の名称(個人の場合は名前)		代表者
担当者	(TEL)	(FAX)
	E-mail	

「ひこにゃん」商標の有償使用について、次のとおり申請します。

使用するデザイン (該当する項目をチェック)	<input type="checkbox"/> 図形のみ <input type="checkbox"/> 写真のみ <input type="checkbox"/> 図形と写真の両方
使 用 目 的	
商 品 の 名 称	
① 販売小売価格(税込み)	円
② 生産予定数	
③ 販売金額合計 (①×②)(税込み)	円
④ 販売ルート等 (百貨店、専門店、量販店等)	
使用期間(製造予定期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
過去の商標使用許可番号(該当する場合のみ)	

添付書類

- (1) 使用する商品の見本(見本が添付できない場合は写真等)
- (2) 企業、団体等の概要書(パンフレット等)
- (3) 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書
- (4) 食品のうち弁当・惣菜類の場合は、「製造もしくは販売に係る保健所の許可証(写し)」または「業務開始報告書(写し)」・「行政資料閲覧同意書(別に定める様式)」・「製造または販売する店舗一覧(任意の様式)」

# 申請（無償用）

様式第1号の2(第2条関係)

年 月 日

彦根市長 様

## 「ひこにゃん」商標使用許諾申請書(無償用)

住所(〒      -      )		
団体等の名称(個人の場合は名前)		代表者
担当者	(TEL)	(FAX)
	E-mail	

「ひこにゃん」商標の無償使用について、次のとおり申請します。

使用するデザイン (該当する項目をチェック)	<input type="checkbox"/> 図形のみ <input type="checkbox"/> 写真のみ <input type="checkbox"/> 図形と写真の両方
使用目的 (イベントや事業の内容を簡潔に記入のこと。必要に応じて別途任意の資料を添付のこと。)	
使用品の名称	
製作予定数	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
過去の商標使用許諾番号 (該当する場合のみ)	
備 考	

添付書類

- (1) 使用品の見本(見本が添付できない場合は写真等)
- (2) 団体等の概要書(パンフレット等)
- (3) 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書

# 契約（有償用）

様式第2号の1(第3条関係)

「ひこにゃん」商標の通常使用権設定契約書(有償用)

彦根市許諾(有償)第 号

年 月 日

商標登録番号 第5104692号・第5104693号・第5385268号・第5385269号・第5411684号

上記の商標権について、下記の通常使用権を設定することを契約します。

記

## 1 通常使用権の範囲

### (1) 期間

年 月 日から 年 月 日まで

### (2) 内容

使用するデザイン (該当する項目をチェック)	<input type="checkbox"/> 図形のみ <input type="checkbox"/> 写真のみ <input type="checkbox"/> 図形と写真の両方
商品の名称	
① 販売小売価格 (税込み)	円
② 生産予定数	
③ 販売金額合計 (①×②)(税込み)	円

## 2 使用対価

### (1) 商品の対価の額(使用許諾料)(1円未満は切捨て)

[ a (③×0.03)    b (③×0.03× )    c (③×0) ] を適用

円

### (2) 商品の証紙代 [ a (②×1円)    b (②×0円) ] を適用

円

### (3) 商品の支払合計 [ (1) + (2) ]

円

## 3 使用許諾の条件

今後、変更契約および延長契約される際に、有償となる場合があります。

( 裏 面 )

4 支払方法等

(1) 支払の方法

下記口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は通常使用権者の負担とする。  
振込口座

滋賀中央信用金庫 彦根営業部

普通預金 口座番号 0610814

名義 預り金口 弁護士 多賀安彦 (アズカリキングチ ベンゴシ タガヤスヒコ)

(2) 支払時期

年 月 日限り(厳守)

5 使用上の遵守事項

- (1) 商品には、証紙を張り付けること。ただし、商品の性格上直接張り付けることが難しいものについては、市と協議の上、証紙の印影の直接印刷等を行うこと。
- (2) 証紙(直接印刷等をした場合を含む。)は、契約書に記載している枚数のみを適正に使用すること。万一、偽造などの不正使用が発覚したら、直ちに契約を解除するとともに、法的措置を執ることもあるので、十分留意すること。
- (3) 要綱第9条第2項の規定により、市が証紙を交付しないときは、商品に使用許諾番号を明示すること。ただし、商品の性格上明示することが難しいものについては、市と協議の上、代替措置を執ること。
- (4) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (5) 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- (6) 第三者との係争、審判、訴訟等について、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (7) 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (8) 市から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または商品等を提出すること。
- (9) 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (10) 本件商標の使用許諾を受けた事項を変更する場合は、「ひこにゃん」商標使用許諾変更申請書(有償用)(別記様式第4号の1)を市長に提出すること。
- (11) 本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ひこにゃん」商標(使用許諾契約解除・使用中止)届(別記様式第6号)を添えて市長に提出すること。
- (12) 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- (13) その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

(通常使用権者)

住 所 (所在地)

氏 名 (企業、団体等の場合は名称および代表者名、個人の場合は名前)

㊞

(商標権者)

滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市

(商標権者代理人)

滋賀県彦根市立花町2番2号 三番町ビル3階

弁護士 多 賀 安 彦 ㊞



許諾通知（無償）

様式第2号の2(第3条関係)

彦根市許諾(無償)第 号  
年 月 日

(通常使用権者)

様

彦根市長

(公印省略)

「ひこにゃん」商標無償使用許諾通知書

商標登録番号 第5104692号・第5104693号・第5385268号・第5385269号・第5411684号

上記の商標権について、下記の通常使用権を設定することを許諾します。

記

1 通常使用権の範囲

(1) 期間

年 月 日 から 年 月 日まで

(2) 内容

使用するデザイン (該当する項目をチェック)	<input type="checkbox"/> 図形のみ <input type="checkbox"/> 写真のみ <input type="checkbox"/> 図形と写真の両方
使用目的	
使用品の名称	
製作予定数	

2 使用対価(使用許諾料)

無償

### 3 使用上の遵守事項

- (1) 使用に際して、「彦根市」または「彦根市キャラクター ひこにゃん」を、使用品に明示すること。
- (2) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等について、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 使用者は、登録商標を付した使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (6) 市から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用品等を提出すること。
- (7) 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (8) 本件商標の使用許諾を受けた事項を変更する場合は、「ひこにゃん」商標使用許諾変更申請書(無償用)(別記様式第4号の2)を市長に提出すること。
- (9) 本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ひこにゃん」商標(使用許諾契約解除・使用中止)届(別記様式第6号)を添えて市長に提出すること。
- (10) 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- (11) その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。
- (12) **使用許諾の条件**( )

様式第3号(第3条、第6条関係)

年 月 日

様

彦根市長

(公印省略)

「ひこにゃん」商標使用不許諾通知書

年 月 日付で申請のありました「ひこにゃん」商標使用許諾(申請・変更申請)については、下記の理由により許諾しませんので、通知します。

記

許諾しない理由

年 月 日

彦根市長 様

## 「ひこにゃん」商標使用許諾変更申請書(有償用)

住所(〒 - )		
企業、団体等の名称(個人の場合は名前)		代表者
担当者	(TEL)	(FAX)
	E-mail	

下記のとおり使用許諾を受けた事項について変更したいので、申請します。

## 記

使用許諾番号		
商品の名称		
変更項目	① 販売小売価格 ② 生産予定数 ③ その他( ) (※ 該当項目に○を付けること。)	
変更する事項	現	
	新	
変更の理由		
備考		

## 添付書類

当初の契約書(「ひこにゃん」商標の通常使用権設定契約書(有償用))

変更申請（無償用）

様式第4号の2(第5条関係)

年 月 日

彦根市長 様

「ひこにゃん」商標使用許諾変更申請書(無償用)

住所(〒 - )		
団体等の名称(個人の場合は名前)		代表者
担当者	(TEL)	(FAX)
	E-mail	

下記のとおり使用許諾を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

使用許諾番号		
使用品の名称		
変更する事項 (製作予定数)	現	
	新	
変更の理由		
備考		

添付書類

「ひこにゃん」商標無償使用許諾通知書

# 変更契約（有償用）

様式第5号の1(第6条関係)

「ひこにゃん」商標の通常使用権設定変更契約書(有償用)

彦根市許諾(有償)第 号  
年 月 日

商標登録番号 第5104692号・第5104693号・第5385268号・第5385269号・第5411684号

年 月 日付けで締結した、上記の商標権に係る通常使用権設定契約書(有償用)を、下記のとおり変更する契約を締結します。

記

## 1 通常使用権の範囲

(1) 商品の名称 ( )

(2) 期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 内容(変更後)

① 販売小売価格(税込み)	円
② 生産予定数	
③ 販売金額合計 (①×②)(税込み)	円

## 2 使用対価等

(1) 対価の額(使用許諾料)

ア 当初契約時の対価の額(使用許諾料)(1円未満は切捨て)

円

イ 変更申請に基づく対価の額(使用許諾料)(1円未満は切捨て)

[ a (③×0.03) b (③×0.03× ) c (③×0) ] を適用

円

ウ 追加分の対価の額(使用許諾料) (イーア)

円

(2) 証紙代

ア 当初契約時の証紙代

円

イ 変更申請に基づく証紙代 [ a (②×1円) b (②×0円) ] を適用

円

ウ 追加分の証紙代 (イーア)

円

(3) 追加分の支払合計 [ (1)ウ+(2)ウ ]

円

( 裏 面 )

(4) 支払の方法

下記口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は通常使用者の負担とする。

振込口座

滋賀中央信用金庫 彦根営業部

普通預金 口座番号0610814

名義 預り金口 弁護士 多賀安彦 (アズカリキングチ ベンゴシ タガヤスヒコ)

(5) 支払時期

年 月 日限り(厳守)

3 使用上の遵守事項

- (1) 商品には、証紙を張り付けること。ただし、商品の性格上直接張り付けることが難しいものについては、市と協議の上、証紙の印影の直接印刷等を行うこと。
- (2) 証紙(直接印刷等をした場合を含む。)は、契約書に記載している枚数のみを適正に使用すること。万一、偽造などの不正使用が発覚したら、直ちに契約を解除するとともに、法的措置を執ることもあるので、十分留意すること。
- (3) 要綱第9条第3項の規定により、市が証紙を交付しないときは、商品に使用許諾番号を明示すること。ただし、商品の性格上明示することが難しいものについては、市と協議の上、代替措置を執ること。
- (4) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (45) 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- (6) 第三者との係争、審判、訴訟等について、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (7) 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (8) 市から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または商品等を提出すること。
- (9) 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (10) 本件商標の使用許諾を受けた事項を変更する場合は、「ひこにゃん」商標使用許諾変更申請書(有償用)(別記様式第4号の1)を市長に提出すること。
- (11) 本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ひこにゃん」商標(使用許諾契約解除・使用中)届(別記様式第6号)を添えて市長に提出すること。
- (12) 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- (13) その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。
- (14) **使用許諾の条件**(今後、変更契約および延長契約される際に、有償となる場合があります。)

(通常使用者)

住 所 (所在地)

氏 名 (企業、団体等の場合は名称および代表者名、個人の場合は名前)

㊞

(商標権者)

滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市

(商標権者代理人)

滋賀県彦根市立花町2番2号 三番町ビル3階

弁護士 多 賀 安 彦 ㊞

様式第5号の2(第6条関係)

「ひこにゃん」商標の使用に係る期間の延長契約書

彦根市許諾(有償)第 号  
年 月 日

彦根市許諾(有償)第 号の契約書(以下「原契約書」という。)記載の商品について、  
年 月 日時点の下記在庫数のうち、年 3月 31日時点の在庫数に係る原契約書記載  
の期間の終期を、「年 3月 31日」から「年 3月 31日」に延長する契約を締結する。

記

<原契約書の内容>

商 品 の 名 称	
生 産 予 定 数	個

<年 月 日時点>

商 品 の 在 庫 数	個
-------------	---

(通常使用権者)

住 所 (所在地)

氏 名 (企業、団体等の場合は名称および代表者名、個人の場合は名前)

㊞

(商標権者)

滋賀県彦根市元町4番2号  
彦根市

(商標権者代理人)

滋賀県彦根市立花町2番2号 三番町ビル3階  
弁護士 多 賀 安 彦 ㊞



彦根市許諾(無償)第 号  
年 月 日

(通常使用権者)

様

彦根市長

(公印省略)

「ひこにゃん」商標無償使用許諾変更通知書

商標登録番号 第5104692号・第5104693号・第5385268号・第5385269号・第5411684号

年 月 日付け彦根市許諾(無償)第 号で通知した上記の商標権に係る無償使用  
許諾を、下記のとおり変更するので通知します。

記

1 通常使用権の範囲

(1) 期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 内容

使 用 目 的	
使 用 品 の 名 称	
<u>製 作 予 定 数 ( 変 更 後 )</u>	

2 使用対価の額

無償

( 裏 面 )

3 使用上の遵守事項

- (1) 使用に際して、「彦根市」または「彦根市キャラクター ひこにゃん」を、使用品に明示すること。
- (2) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等について、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 使用者は、登録商標を付した使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (6) 市から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用品等を提出すること。
- (7) 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (8) 本件商標の使用許諾を受けた事項を変更する場合は、「ひこにゃん」商標使用許諾変更申請書(無償用)(別記様式第4号の2)を市長に提出すること。
- (9) 本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ひこにゃん」商標(使用許諾契約解除・使用中止)届(別記様式第6号)を添えて市長に提出すること。
- (10) 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- (11) その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。
- (12) 使用許諾の条件( )

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

彦根市長 様

「ひこにゃん」商標(使用許諾契約解除・使用中止)届

住所(〒        -        )		
企業、団体等の名称(個人の場合は名前)		代表者
担当者	(Tel)	(FAX)
	E-mail	

下記の理由により、「ひこにゃん」商標を使用しないので、届け出ます。

記

使用許諾番号	
商品または 使用品の名称	
届出の理由	
備 考	